

佐伯市障がい福祉計画（第3期）

平成24年 3月



大分県佐伯市

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画の背景と趣旨	1
2	計画の性格と構成	2
3	計画の基本理念	2
4	計画の位置づけ	3
5	計画期間と見直し時期	4
6	計画の推進体制	5

第2章 第3期計画に向けた基本課題と取り組み

1	地域移行・地域定着を支援する体制の充実	6
2	就労の場の確保と就労支援の充実	8
3	相談支援事業の充実	8
4	地域自立支援協議会を軸としたネットワークの構築	9

第3章 障がい福祉サービスの事業量の推計

1	平成26年度の目標数値	
(1)	施設入所者の地域生活への移行	10
(2)	入院中の精神障がい者の地域生活への移行	11
(3)	福祉施設から一般就労への移行	12
2	障がい福祉サービスの見込量と確保の方策	
(1)	訪問系サービス	13
(2)	日中活動系サービス	16
(3)	居住系サービス	21
(4)	相談支援（サービス利用計画作成事業）	23
(5)	障がい児支援サービス	25
3	地域生活支援事業の見込量と取り組み	
(1)	必須事業	26
(2)	その他事業	32

資料

- ・佐伯市における障がい者の現状
- ・佐伯市地域自立支援協議会設置要綱
- ・佐伯市障害者福祉計画等策定委員会設置要綱
- ・佐伯市地域自立支援協議会及び佐伯市障害者福祉計画等策定委員会委員名簿

「障害」を「障がい」とひらがな表記することについて

佐伯市は、障がいのある方の思いを大切にし、市民の障がい者に対する理解を深めていただくため、市が作成する文書等において否定的なイメージがある「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがなで表記することとしています。

このため、本計画書では、法令の名称や団体・施設等の固有名称を除き、ひらがなで表記しています。

「障がい」の表記を目にすることで、障がい福祉に関心を持つきっかけや、ノーマライゼーション社会の実現に向けた意識醸成につながることを期待されます。

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

障がい者の生活を取り巻く制度や環境は、近年大きく変わってきています。中でも最も大きな変更点の一つが、平成18年4月からの「障害者自立支援法」の施行による、障がい者施策の三障がい（身体障がい・知的障がい・精神障がい）一元化と障がい者に対するサービス体系の再編でした。

本市においても、この施行に伴い、平成19年3月に「佐伯市障害福祉計画」を策定し、障がい者の自立に関する平成23年度における数値目標を定めるとともに、その達成に向け、障がい者が地域で自立して暮らせる環境づくりへの取り組みを進め、その目標と取り組みは平成21年3月策定の「佐伯市障がい福祉計画（第2期）」にも引き継がれました。

一方、国では障がい者権利条約の採択と発効を受け、条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする障がい者に係る制度の集中的な改革に取り組む中で、平成22年12月に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障がい者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、「障害者総合福祉法（仮称）」策定までのつなぎ法案として、障害者自立支援法の改正が行われました。

そこでは、利用者負担について応能負担を原則とするほか、相談支援の充実（支給決定プロセスの見直し、サービス等利用計画作成対象者の大幅な拡大、基幹相談支援センターの設置等）、障がい児支援の強化（児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実、放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設等）、地域における自立した生活のための支援の充実（グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設、重度の視覚障がい者の移動を支援するサービスの創設等）などの改正内容が示されています。

そこで、本市においても、「佐伯市障がい福祉計画（第2期）」が平成23年度に計画期間終了を迎えることを契機に、これら法改正の内容と第2期計画期間中における取組の成果を踏まえ、障がい者の自立に関する新たな数値目標を設定するとともに、新たに創設されたサービスを含めた障がい福祉サービスや地域生活支援事業の事業量を見込み、その提供体制の確保と円滑な事業実施を図ることを目的として、「佐伯市障がい福祉計画（第3期）」を策定するものです。

2 計画の性格と構成

この計画は、自立支援法第88条に基づく「市町村計画」として、国の基本指針に沿って、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備、円滑な実施を確保するための計画を定めるものです。

3 計画の基本理念

国の基本指針及び障がい者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえ、第1期計画、第2期計画に掲げた次の3つを基本理念として継承し、その推進を図ります。

① 障がい者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別、程度を問わず、障がいのある方が自ら居住する場所を選択し、必要とする障がい福祉サービス等を受けつつ、自立と社会参加の実現を図ることを基本として、障がい福祉サービスに係る提供基盤の整備を推進します。

② 3障がいの制度の一元化の下での障がい福祉サービスの充実

これまで、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者と障がい種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、精神障がい者等に対するサービスの充実に向けた取組を推進します。

③ 地域生活移行や就労支援等のサービス提供体制の整備

障がいのある方の自立を支援する観点から、地域生活への移行や就労支援等に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくりなど地域の社会資源を最大限に活用した基盤整備を推進します。

計画の主な構成

- ・各年度における障がい福祉サービスの種類ごとの必要量の見込み
- ・障がい福祉サービスの種類ごとの必要見込量の確保のための方策
- ・地域生活支援事業の種類ごとの実施に関すること
- ・その他障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関すること

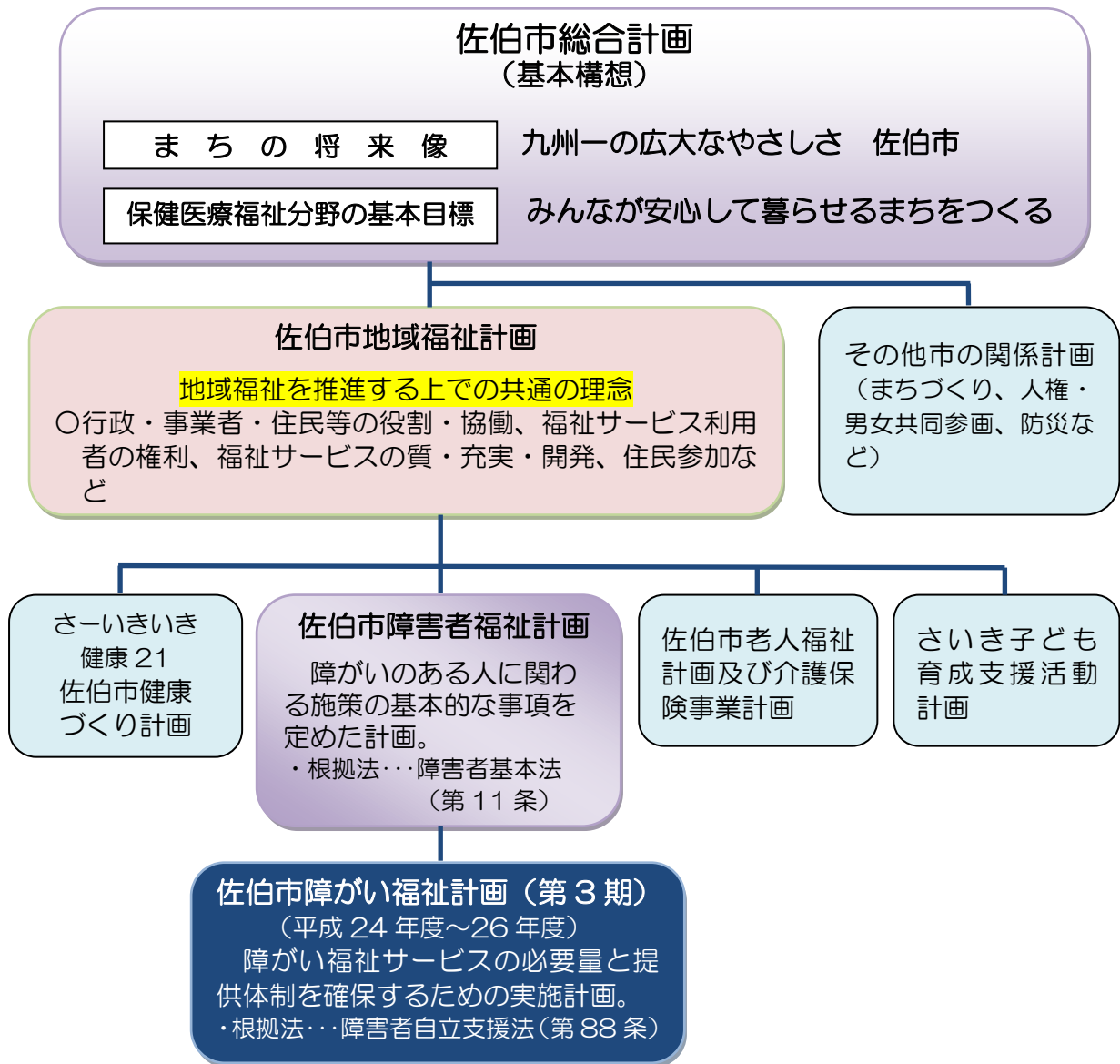
4 計画の位置付け

市で策定する障がい者についての主な計画には「佐伯市障害者福祉計画」と「佐伯市障がい福祉計画」があります。

今回策定する「佐伯市障がい福祉計画」は、障害者自立支援法に基づく、障がい福祉サービスの必要量と提供体制を確保するための実施計画です。

これに対し、「佐伯市障害者福祉計画」は障害者基本法に基づくもので、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めた計画です。

両計画は理念を共有し、調和のとれた計画とします。また、「佐伯市総合計画」や「佐伯市地域福祉計画」など、他の保健・福祉計画との整合性を保つものとしてします。



5 計画の期間と見直し時期

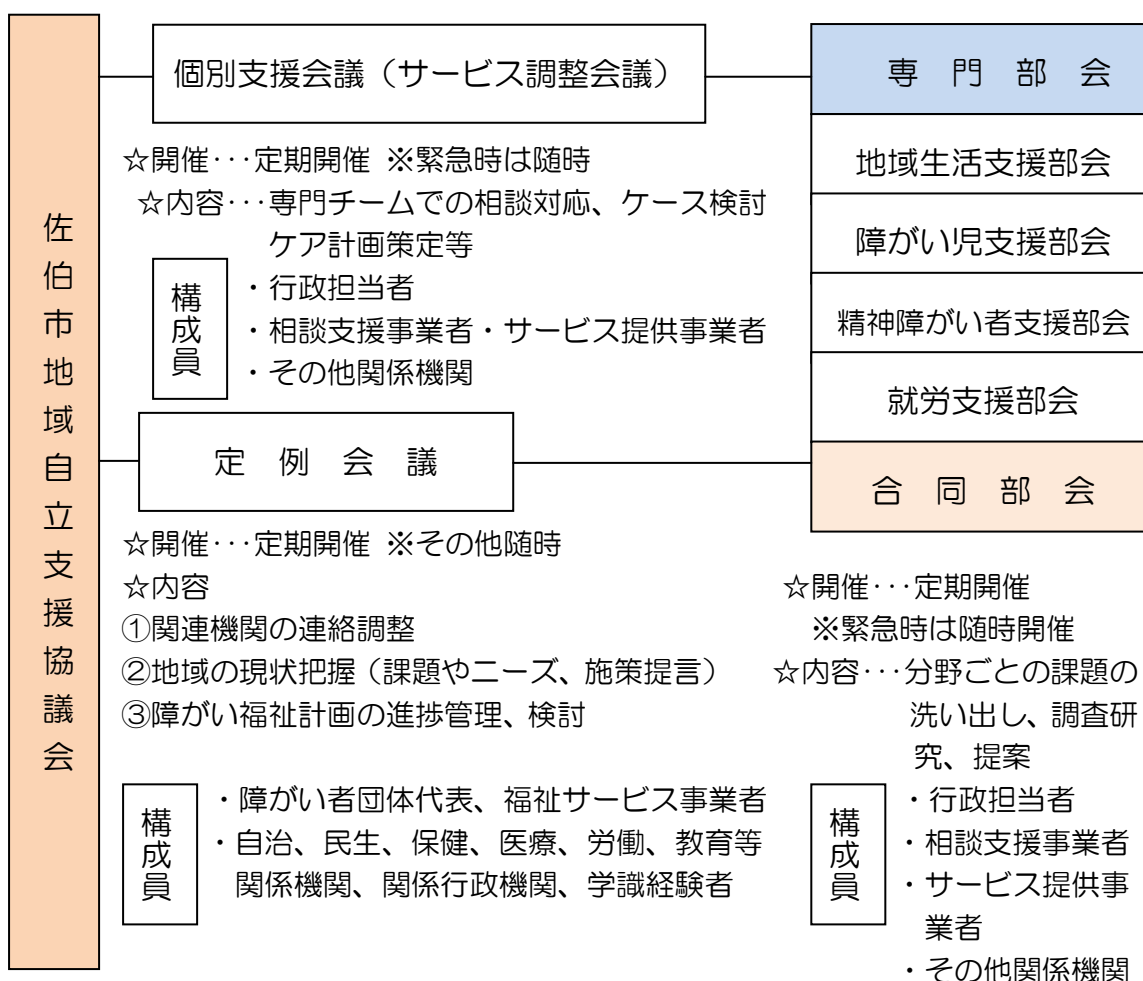
本計画は、平成24年度から平成26年度までの3年間とします。
 ただし、現在、国において、制度の谷間のない支援の提供や個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法(仮称)」の制定について検討されており、平成25年8月までの施行を目指していることから、計画期間中において、本計画の策定内容に大きく影響を及ぼす改正等があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
障がい福祉計画	第2期			第3期		
障害者福祉計画	計画期間8年(平成18年度～平成25年度)					次期計画期間

6 計画の推進体制

佐伯市では、地域に居住する障がい者が、住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営み、安心して心豊かに暮らすことができるよう、地域における横断的な相談支援体制の整備等に関し、中核的な役割を果たす協議の場として、平成19年3月に「佐伯市地域自立支援協議会」を設置しました。

この協議会は、障がい者の代表、保健・福祉・医療の関係者、障がい福祉サービス事業者の代表、学識経験者、関係行政機関職員などにより構成されています。また、協議会の傘下機関として地域生活支援部会、障がい児支援部会、精神障がい者支援部会、就労支援部会の4つの専門部会と合同部会からなるネットワークにより、誰もが安心して暮らしやすい地域生活に向けて情報交換・研究などを行っていきます。さらに、関係会議として個別支援会議（サービス調整会議）、定例会議を開催し、相談支援事業者や各部会代表、関係事業所などとの連携により個別のケース検討を行っていきます。今後も、関係組織会議での協議結果や意見を協議会を通じて障がい福祉施策へ反映する体制の確立に努めていきます。



第2章 第3期計画に向けた基本課題と取り組み

計画の基本的理念の1つである地域生活移行や就労支援等の課題への対応、さらに第2期の計画の取り組みによる実績等を踏まえた計画課題に基づき、以下の課題に対し重点的に取り組みます。

1 地域移行・地域定着を支援する体制の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を確保するため、住まいの確保をはじめ、身近な地域における居場所づくり、不足しているサービスの確保、移動支援についての強化、また、地域とのつながりやボランティア団体等によるインフォーマルサービス（＝法律や制度に基づかないで提供されるサービスや支援）の充実が求められています。

①住まいの確保

地域での障がいのある人の暮らし方については、家族との同居をはじめ、一人暮らし、グループホームなどでの共同生活など、多様なニーズがあります。特に、施設から退所した方が自立できるような仕組みが求められており、さらなるグループホームの整備充実が必要になっています。

【主な取組】

《グループホーム等の利用者への家賃助成》

障がいのある人の地域での自立生活を支援するため、引き続いて、グループホーム等の利用者への家賃助成を実施し、家賃負担の軽減を図ります。

《公営住宅等の活用》

市営住宅をはじめ、公営住宅等の公的施設を活用したグループホーム等の運用を促進します。

②居場所づくり

地域で生活する障がい者にとって、楽しく安心して暮らしていくために住み慣れた地域での居場所が求められており、地域活動支援センターなど、障がいのある人が気軽に集える居場所を整備、充実していくことが重要です。

【主な取組】

《地域活動支援センターの整備》

本市には、地域活動支援センターがないため、事業実施が可能な法人に対して、情報提供などを行い、開所を促していくとともに、事業水準維持の為に運営補助を行います。

③移動の支援

通学や通勤、余暇活動などの生活を送る上では移動が伴います。移動を安全にスムーズに行うため、交通手段の確保や人的支援の充実が重要です。

【主な取組】

《タクシー利用料助成》

交通機関等の利用が特に困難で、移動手段を持たない障がい者の交通利便の向上を図るために、タクシー利用料の助成を引き続いて実施するとともに、その拡充を図ります。

④地域とのつながり

地域で生活していく上では、公的な制度・サービスだけでなく、地域住民とのつながりによる支えや、地域団体・ボランティア団体による支援が不可欠です。地域住民の理解と支えを育むとともに、地域団体・ボランティア団体との連携の強化に向けた取組みが重要です。

【主な取組】

《障がい者理解のための啓発・広報活動の推進》

市の広報紙やホームページ、ケーブルテレビを通じて、障がいのある人について市民が正しく理解できるよう努めます。

また、障がいや障がいのある人についての理解を深める機会として、障害者の日（12月9日）・障害者週間（12月3日～9日）の周知を図ります。

《交流活動の促進》

障がいのある人の交流を図れる場として、各地域で開催されている防災訓練などの地域主催の行事、障がい者スポーツ大会や福祉ふれあい運動会への市民ボランティアの参加を推進し、地域住民と障がいのある人の交流活動の促進を図ります。

2 就労の場の確保と就労支援の充実

障がいのある人の就労については、一般企業への就労をはじめ、就労移行支援や就労継続支援などのサービス、職業訓練の充実、就労体験、就労定着支援など多様なニーズがあることから、障害福祉サービスにおける就労支援事業の施設整備とともに、就労支援にかかる関係機関との一層の連携が必要となってきます。

【主な取組】

《関係機関との連携》

障がいのある人の一般就労に関して、正規雇用に限らず短期雇用などの多様なニーズに応じた支援に努めるため、相談支援事業所をはじめ、就労支援事業所、公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター及び企業等との連携強化を図ります。

《授産品の販売場所・機会の確保》

障がい福祉サービス提供事業者や障がい者団体において製造する授産品等について、その販売の促進を支援するため、庁舎内での販売場所・機会の提供や、印刷物や公的施設の清掃作業などの役務の発注促進について取り組みます。

3 相談支援事業の充実

障がいや生活に関する相談は、障がいのある人が自立した生活を送っていく上で、極めて重要です。現状では、家族や福祉施設職員、相談支援事業所職員などへの相談が行われていますが、まだまだ相談する相手と上手く出会えていない人も多くみられます。とりわけ、重度の障がい者等が、住み慣れた地域において自分らしい生活を営むためには、どのライフステージにおいても切れ目なく相談ができ、本人のニーズに基づいた選択ができるような相談支援体制の充実が求められています。

【主な取組】

《相談支援体制の強化》

総合的な相談業務や権利擁護事業の充実及び地域移行・地域定着の促進を図るため、地域の相談支援の拠点として、「基幹相談支援センター」の設置について検討します。

《計画相談支援の推進》

相談支援事業所等において、障がいのある人に対する個々のニーズに応じたサービスや社会資源等の情報提供を行うとともに、必要なサービスが利用できるようなサービス等利用計画の作成を進めます。

《障がい者虐待防止センターの設置》

平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されることに伴い、障がい者虐待防止センターを設け、市民への啓発活動をはじめとした障がいのある人への虐待防止等に努めます。

《ライフステージに応じた相談支援体制づくり》

障がいのある子どもや発達の子どものライフステージに対応する一貫した支援体制づくりを進めるため、既存の相談支援ファイル「きずな」の活用を推進するとともに、「子育て・発達・教育支援ネットワーク会議」の実施を通じて、保健・福祉・教育等の一層の連携を図り、関係部局等それぞれが支援に必要な情報を共有化することにより、一貫した相談支援体制づくりに努めます。

4 地域自立支援協議会を軸としたネットワークの構築

障がいのある人の自立した生活を支援していくため、当事者が抱えるニーズ・課題について、情報を共有し、課題解決に向けて具体的に協議していく場として、地域自立支援協議会を中心とした地域やサービス事業者及び関係団体、医療機関などのネットワークを構築していくことが重要です。

【主な取組】

《地域自立支援協議会の充実》

障害者自立支援法の一部改正に伴い、自立支援協議会の設置が法律上、しっかりと明記されました。当事者とともに築く地域自立支援協議会を目指して、今後もより一層のネットワークの構築及び強化を図り、地域課題への対応に取り組みます。

第3章 障がい福祉サービスの事業量の推計

1 平成26年度の数値目標の設定

第1期・第2期計画では、障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応すべく、国・県の基本指針に準じ、旧体系の福祉施設が新しいサービス体系へ移行する平成23年度までの数値目標を設定しました。

第3期計画では、これまでの実績と本市の実情を踏まえ、新たに平成26年度までの数値目標を設定することとします。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針

- ・平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- ・平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者数から、1割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

■施設入所者の地域生活への移行目標

項 目	数 値	考 え 方
平成17年10月1日現在の入所者数 (A)	208人	平成17年10月1日の施設入所者数
目標年度入所者数 (B)	192人	平成26年度末時点の利用人数
【目標値】削減見込 (A-B)	16人 (7.7%)	差引減少見込数 (減少割合)
【目標値】地域生活移行者数	26人 (12.5%)	施設入所からグループホーム等の地域生活移行者 (見込み)

※1 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、ケアホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数とします。

※2 平成26年度末までの削減数は、平成26年度末までの地域生活移行者数から新規利用による施設入所者数を差し引いた数となります。

(目標値設定の考え方)

第1期計画では、平成23年度末において平成17年10月1日現在、福祉施設に入所している身体・知的障がい者のうち35人が地域生活に移行することを目指していたため、第2期計画でも第1期計画と同様の目標値を設定しました。平成23年度末における地域生活への移行者数(見込み)は、12人であるため、平成24年度から平成26年度までにさらに14人が地域生活に移行することを目指します。

(確保の方策)

○地域生活への移行の推進を図るためには、地域生活での住まいの場として、グループホーム及びケアホーム等の確保が重要となってきます。そのため、県と連携して、グループホーム及びケアホーム等の質と量の充実を図るとともに、入所者が円滑に地域に移行できるよう、相談支援の提供体制の整備を図ります。

○障がい者の地域生活移行には、地域社会の理解が不可欠となることから、障がい者理解の普及、啓発に努めます。

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

第2期計画まで定めていた、退院可能精神障がい者の地域移行者数については、国において見直しが行われ、「急性期の入院期間を短期化し、入院の長期化を予防すること」と「長期入院者の退院促進を進めること」を分けて考え、平成26年度における目標値を、1年未満入院者の平均退院率を現在から7%相当分増加させることと、5年以上かつ65歳以上の退院者数を現在よりも20%増加させることと設定しています。

今回の計画では、都道府県において目標を設定することになりました。

よって、佐伯市の計画では数値目標を設定しませんが、退院可能精神障がい者に対して地域生活への移行を支援する取り組みを充実させます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針

平成17年度に福祉施設から一般就労に移行した人の4倍を、目標年度において一般就労に移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

■福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	考え方
平成17年度の一般就労移行者数	1人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数	6人 6(倍)	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

(目標値設定の考え方)

本市において、平成17年度の一般就労移行者数は、1人でした。

平成23年度末の一般就労移行者数(見込み)は、3人であることから、今後雇用の場の拡大に努め、平成26年度の目標を、6人が一般就労に移行することを目指します。

(確保の方策)

○障がい者の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供、相談支援の提供体制の整備、能力訓練の機会の拡充及び雇用企業の開拓を行い、就労の場の確保を図るとともに、就労の意向確認から就労後のフォローまで系統的な支援システムを構築し、就労に向けた支援を図ります。

2 障がい福祉サービスの見込み量と確保の方策

障害福祉サービス見込み量の算定に当たっては、第2期計画期間中のサービス利用実績をもとに、利用者・利用時間（日数）の伸び率、事業所の新体系移行による事業実施と利用者の動き、入所施設や精神病院からの地域移行者数の予測などにより「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」「相談支援」「地域生活支援事業」等について推計を行ったものです。また、佐伯市地域自立支援協議会の4専門部会（地域生活支援・障がい児支援・精神障がい者支援・就労支援）でそれぞれのサービス分野の課題について検討を行い、地域の実情に応じた見込量確保の方策を定めました。

（1）訪問系サービス

居宅介護（ホームヘルプ）

障がい者の自宅で、入浴・排泄・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

同行援護

視覚障がいがあり移動に著しい困難がある人に、外出時における移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行います。

同行援護は、平成23年10月から地域生活支援事業の移動支援の利用者のうち、視覚障がいがあり、移動に著しい困難のある人について新たに対象として位置付けられたサービスです。

行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、共同生活介護、短期入所など複数のサービスを包括的に行います。対象者は、意思疎通に著しい困難を有し、常時介護を要する人です。例えば、重度訪問介護の対象であって、四肢麻痺で寝たきり状態にあり、かつ気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行なっている身体障がい者や最重度知的障がい者です。

(1か月あたりの延べ時間及び実利用人数)

サービス名		単位	第2期計画			第3期計画		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
居宅介護 ホームヘルプ	見込量	時間分	2,225	2,538	2,887	2,030	2,153	2,275
		利用人数	116	126	138	116	123	130
	実績値	時間分	1,438	1,678	1,908	—	—	—
		利用人数	82	102	109	—	—	—
重度訪問 介 護	見込量	時間分	0	0	200	100	100	100
		利用人数	0	0	10	5	5	5
	実績値	時間分	0	0	0	—	—	—
		利用人数	0	0	0	—	—	—
同行援護	見込量	時間分	—	—	—	32	32	32
		利用人数	—	—	—	4	4	4
	実績値	時間分	—	—	8	—	—	—
		利用人数	—	—	1	—	—	—
行動援護	見込量	時間分	50	75	75	350	400	450
		利用人数	2	3	3	14	16	18
	実績値	時間分	158	229	300	—	—	—
		利用人数	5	9	12	—	—	—
重度障害者 包括支援	見込量	時間分	0	0	0	0	0	0
		利用人数	0	0	0	0	0	0
	実績値	時間分	0	0	0	—	—	—
		利用人数	0	0	0	—	—	—

※上段はサービス量（1月あたりの時間数）、下段は実利用者数（1月あたりの利用者数）

※実績値の平成23年度は見込み。

【見込量の考え方】

・居宅介護については、第2期計画での見込量を下回っていますが、利用量時間・利用人数共に増加しています。平成23年10月利用分で102人の利用実績があります。第3期計画の見込量については、平成22年度までの利用者数及び利用時間数の実績による平均伸び率に加え、施設や精神病院からの地域移行者の利用を見込み、平成26年度には利用人数を130人、月平均17.5時間の利用と見込みました。

・重度訪問介護については、第2期計画で入所施設からの地域生活移行者を平成23年度に見込みましたが、現在利用の実績はありません。第3期計画の見込量については、第2期と同様に入所施設からの地域生活移行者と在宅の重度障がい者の利用を見込み、平成26年度には利用人数を5人、月平均20時間の利用と見込みました。

・同行援護については、平成23年度10月利用分で1人の利用実績があります。第3期計画の見込量については、地域生活支援事業の移動支援の利用者のうち、重度の視覚障がい者数を勘案して平成26年度には利用人数を4人、月平均8時間の利用と見込みました。

・行動援護については、第2期計画での見込量を上回る伸びとなっています。平成23年度10月利用分で14人の利用実績があります。第3期計画の見込量については、平成22年度までの利用者数及び利用時間数の実績による平均伸び率に加え、施設や精神病院からの地域移行者の利用を見込み、平成26年度には利用人数を18人、月平均25時間の利用と見込みました。

・重度障害者等包括支援については、これまで利用実績がなく、その利用要件や、従事者要件の厳しさなどから、今後も利用は見込めない状況となっています。

<確保の方策>

○事業者に対して、広く情報提供を行うなど、介護保険事業所をはじめ多様な事業者の参入促進を図ります。

○相談支援事業者、サービス提供事業者、病院等関係機関との連携により利用者ニーズに迅速に対応できる体制づくりを進めます。

○同行援護サービスに関する周知を徹底するとともに、障がいの状態に適切に対応できるサービス事業所の確保に努めます。

○療護施設からの退所者や在宅の重度障がい者のニーズに対応するため、重度訪問介護の利用を進めます。

○地域住民に対する障がい理解の普及促進を図り、地域の福祉力を活用した在宅生活を可能とするために、地域自立支援協議会などの場を通じた検討を進めます。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、障がい者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

(1か月あたりの延べ人数及び実利用人数)

サービス名		単位	第2期計画期間			第3期計画期間		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
生活介護	見込量	人日分	860	2,048	4,578	4,826	4,898	4,992
		利用人数	62	116	231	263	269	276
	実績値	人日分	823	1,988	3,610	—	—	—
		利用人数	58	120	205	—	—	—

※上段はサービス量（人日＝1月あたりの延べ人数）、下段は実利用者数（1月あたりの実利用者数）

※実績値の平成23年度は見込み。

<見込量の考え方>

第2期計画中に、旧法施設が新体系に移行（障害者自立支援法の生活介護を実施する施設に移行）したため、利用量・利用人数共に増加しましたが、実績は見込量を下回りました。平成23年10月利用分で191人の利用実績があります。このうち市内のサービス提供事業所は6事業所で142人の利用となっています。

第3期の見込量については、平成23年度末にはすべての旧法施設が新体系に移行することから、平成24年度は263人の利用、平成26年度末において276人の利用を見込んでいます。

<確保の方策>

- サービス提供事業所の新規事業参入に対し、情報提供や必要な支援を行っていきます。
- 相談支援体制の強化により、在宅でサービスを利用していない新規利用者の掘り起こしを行います。
- 新規の施設整備について、大分県・事業所と連携のうえ促進していきます。

②自立訓練（生活訓練・機能訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

- ・生活訓練は、知的障がい者・精神障がい者を対象とし、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行をめざします。

・機能訓練は、身体障がい者を対象とし、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事等の訓練を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行をめざします。

(1か月あたりの延べ人数及び実利用人数)

サービス名		単位	第2期計画期間			第3期計画期間		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
自立訓練 (生活訓練)	見込量	人日分	550	770	924	440	440	484
		利用人数	25	35	42	20	20	22
	実績値	人日分	139	57	330	—	—	—
		利用人数	25	8	15	—	—	—
自立訓練 (機能訓練)	見込量	人日分	44	66	110	66	88	110
		利用人数	2	3	5	3	4	5
	実績値	人日分	0	45	44	—	—	—
		利用人数	0	2	2	—	—	—

※上段はサービス量（人日＝1月あたりの延べ人数）、下段は実利用者数（1月あたりの実利用者数）

※実績値の平成23年度は見込み。

<見込量の考え方>

・生活訓練については、平成23年10月利用分で、10人の利用実績があります。このうち市内のサービス提供事業所は1事業所で9人の利用となっています。

第3期の見込量については、生活訓練の標準利用期間が2年と限られていますが、地域移行者等による新規利用を見込み、平成26年度末において22人の利用を見込みました。

・機能訓練については、平成23年10月利用分で、2人の利用実績があります。市内にサービス提供事業所がないことから大きな伸びは見込まれず地域移行者等による新規利用を見込み、平成26年度末において22人の利用を見込みました。

<確保の方策>

○自立生活を希望する人や退院可能な精神障がい者の地域生活への移行を促進するため、相談支援事業者、入所施設、医療機関、保健行政機関との連携を図り、サービス利用希望者に対し必要な情報提供を行います。

○サービス提供事業所の新規事業参入に対し、情報提供や必要な支援を行っていきます。

○新規の施設整備について、大分県・事業所と連携のうえ促進していきます。

③就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。対象者は、一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探しなどを通じ、適性に合った職場への就労が見込まれる65歳未満の人です。

(1か月あたりの延べ人数及び実利用人数)

サービス名		単位	第2期計画期間			第3期計画期間		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
就労移行 支援	見込量	人日分	176	308	660	330	440	550
		利用人数	8	14	30	15	20	25
	実績値	人日分	82	181	330	—	—	—
		利用人数	20	8	15	—	—	—

※上段は実利用者数（1月あたりの利用者数）、下段はサービス量（1月あたりの人日数）

※実績値の平成21～22年度は3月利用分、23年度は見込み。

<見込量の考え方>

・就労移行支援については、平成23年10月利用分で、13人の利用実績があります。このうち市内のサービス提供事業所は1事業所で10人の利用となっています。

第3期の見込量については、サービスの提供期間に定めがありますが、地域移行者等による新規利用を見込み、平成26年度末において25人の利用を見込みました。

<確保の方策>

- 地域自立支援協議会の就労支援部会において、地域の関係機関等が連携しながら、就労移行支援事業・就労継続支援事業の推進や企業に対する障がい者理解の促進等、障がい者の就労支援の方策を専門的に検討・研究し、障がい者の就労支援に努めます。
- 特に「就労移行支援事業」については、事業を終了した後に一般企業等で働くことができるよう、就業・生活支援センター、就労支援機関、公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関と連携して、雇用先の確保や働き続けるための支援等に取り組みます。また、工賃の確保にも留意していきます。

④就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

・就労継続支援A型は、事業所内において雇用契約に基づき就労の機会が提供され、これらの経験を積むことで一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労に向けた支援が提供されます。

・就労継続支援B型は、雇用契約は結ばず、就労の機会が提供されます。これらを通じて、就労に必要な知識・能力が高まった場合には、就労に向けた支援が提供されます。

（1か月あたりの延べ人数及び実利用人数）

サービス名		単位	第2期計画期間			第3期計画期間		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
就労継続 支援A型 (雇用型)	見込量	人日分	220	550	638	484	550	550
		利用人数	10	29	29	22	25	25
	実績値	人日分	220	427	440	—	—	—
		利用人数	10	20	20	—	—	—
就労継続 支援B型 (非雇用型)	見込量	人日分	1,914	2,662	4,510	4,840	5,060	5,500
		利用人数	87	121	205	220	230	250
	実績値	人日分	1,780	1,931	4,686	—	—	—
		利用人数	104	115	213	—	—	—

※上段はサービス量（人日＝1月あたりの延べ人数）、下段は実利用者数（1月あたりの実利用者数）

※実績値の平成23年度は見込み。

<見込量の考え方>

・就労継続支援A型は、平成22年4月、市内にサービス提供事業所が開設されたことにより、実績は伸びています。平成23年10月利用分で、20人の利用実績があります。このうち市内のサービス提供事業所は、1事業所で13人の利用となっています。

第3期の見込量については、地域移行者等による新規利用を見込み、平成26年度末において25人の利用を見込みました。

・就労継続支援B型は、第2期計画中に旧法施設が新体系に移行したため、実績は大きく伸びています。平成23年10月利用分で、213人の利用実績があります。このうち市内のサービス提供事業所は、9事業所で193人の利用となっています。

第3期の見込量については、平成23年度末にはすべての旧法施設が新体系に移行することから、平成24年度は230人の利用、平成26年度末において250人の利用を見込みました。

<確保の方策>

○一般就労することが困難な障がい者に、その障がい特性や利用者の心身の状況に合わせた福祉的就労や日中活動の場が提供されるよう努めます。

○事業実施事業所への物品・役務の優先発注等を勧め、工賃の向上を図ります。

○就労へ向けた支援、就労している人の支援、離職・利用を中断している人の状況、ライフステージに応じた支援ができる一貫した相談支援体制を構築します。

○新規の施設整備についても、大分県・事業所と連携のうえ促進していきます。

○地域で経済的に自立した生活基盤を築くための基礎となることから、サービス提供者の拡大につながるよう努めていきます。

⑤療養介護

医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、主として昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。

(1か月あたり実利用人数)

サービス名		単位	第2期計画期間			第3期計画期間		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
療養介護	見込量	利用人数	4	5	8	8	8	10
	実績値	利用人数	6	6	6	—	—	—

※実利用者数(1月あたりの利用者数)

※実績値の平成21~22年度は3月利用分、23年度は見込み。

<見込量の考え方>

・療養介護については、平成23年10月利用分で、6人の利用実績があります。サービス対象者が限定されていると同時に、県内にサービス提供事業所が1か所しかないことから大きな伸びは見込まれませんが、在宅の対象者数も考慮し、平成26年度末において10人の利用を見込みました。

<確保の方策>

○在宅療養中の利用対象者(気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害程度区分6の方や筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者で障害程度区分5以上の方など)について、相談支援事業者や関係医療機関等と連携のうえ、新規利用要望に対応できる体制を確立します。

⑥短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

（1か月あたりの延べ人数及び実利用人数）

サービス名		単位	第2期計画期間			第3期計画期間		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
短期入所	見込量	人日分	46	82	118	126	140	175
		利用人数	10	12	13	18	20	25
	実績値	人日分	74	101	105	—	—	—
		利用人数	9	11	15	—	—	—

※上段はサービス量（人日＝1月あたりの延べ人数）、下段は実利用者数（1月あたりの実利用者数）

※実績値の平成23年度は見込み。

<見込量の考え方>

・短期入所については、平成23年10月利用分で、11人の利用実績があります。このうち市内のサービス提供事業所は2事業所で7人の利用となっています。

第3期の見込量については、平成22年度までの利用者数及び利用時間数の実績による平均伸び率に加え、施設や精神病院からの地域移行者等の利用を見込み、平成26年度には利用人数を25人の利用と見込みました。

<確保の方策>

○相談支援事業者を中心にサービス提供事業所、関係機関等と連携を密にし、緊急時等のサービス利用要望に対しても早急に対応できる体制を強化します。

○既存施設の増床、介護保険施設や施設運営法人と連携した既存資源を活用し、ニーズに対応したサービス提供が行えるよう努めます。

（3）居住系サービス

共同生活援助・共同生活介護、施設入所支援

・共同生活援助（グループホーム）

介護を必要としない、就労または自立訓練、就労移行支援等を利用している知的障がい者、精神障がい者に対し、主として夜間、共同生活を行う住居において、相談、食事提供等の日常生活上の世話をを行います。

・共同生活介護（ケアホーム）

介護を必要とする知的障がい者、精神障がい者に対し、主として夜間、共同生活を行う住居において、入浴、排せつまたは食事の介護等を行います。

・施設入所支援

施設に入所する障がい者に対して、主として夜間、入浴、排せつ、食事の世話等を行います。

(1か月あたり実利用人数)

サービス名		単位	第2期計画期間			第3期計画期間		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
共同生活援助 (グループホーム)	見込量	利用人数	69	78	106	75	79	87
	実績値	利用人数	61	64	71	—	—	—
共同生活介護 (ケアホーム)	見込量	利用人数	14	18	33	20	22	26
	実績値	利用人数	18	16	18	—	—	—
施設入所支援	見込量	利用人数	10	61	193	196	194	192
	実績値	利用人数	11	74	142	—	—	—

※実利用者数(1月あたりの利用者数)

※実績値の平成21~22年度は3月利用分、23年度は見込み。

<見込量の考え方>

・共同生活介護援助(グループホーム)は、平成23年10月利用分で、72人の利用実績があります。このうち市内のサービス提供事業所は、6事業所で37人の利用となっています。

第3期の見込量については、地域移行者、新規利用者を見込み、平成26年度末において87人の利用を見込みました。

・共同生活介護(ケアホーム)は、平成23年10月利用分で、16人の利用実績があります。このうち市内のサービス提供事業所は、2事業所で7人の利用となっています。

第3期の見込量については、地域移行者等を見込み、平成26年度末において26人の利用を見込みました。

・施設入所支援は、第2期計画中に旧法施設が新体系に移行したため、実績は大きく伸びています。平成23年10月利用分で、130人の利用実績があります。このうち市内のサービス提供事業所は、2事業所で73人の利用となっています。

第3期の見込量については、平成23年度末にはすべての旧法施設が新体系に移行することから、平成24年度は196人の利用、平成26年度末においては、192人の利用を見込みました。

＜確保の方策＞

○ケアホームやグループホームの設置を促進するため、国の補助事業等の活用を図るとともに、公営住宅の利用に向けて関係所管等と調整・連携を図り、支援を行います。

○ケアホームやグループホームの設置を促進するため、障がい者に対する誤解や偏見が生じないように、障がいに対する正しい理解や知識についての啓発に努めます。

○施設入所待機者の状況把握と入所調整により、必要な人が施設を利用できるように努めます。

（４）相談支援事業（サービス利用計画作成）

【相談支援】

・ 計画相談支援・障がい児相談支援

障がい福祉サービス等を利用する障がい児・者や障がい児通所支援を利用する障がい児を対象とし、障がいのある人が抱える課題の解決、適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、支給決定時等にサービス等利用計画の作成や計画の見直し（モニタリング）を行います。

・ 地域相談支援（地域移行支援）

障害者支援施設等に入所している障がい者や精神科病院に入院している精神障がい者を対象とし、地域生活に移行する際、住居の確保その他地域生活に移行するための活動に関する相談等を行います。

・ 地域相談支援（地域定着支援）

施設や病院から退所・退院した障がい者や家庭の状況により同居している家族の支援を受けられない障がい者を対象とし、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に相談その他の対応を行います。

＜見込量の考え方＞

平成23年度までサービス等利用計画作成対象者は、長期の施設入所や入院から地域生活への移行を希望する人、または判断能力が不十分と考えられる、原則、単身の人など、プログラムに基づく支援を必要とする人に限定されていました。

しかし、平成24年度から段階的に対象者を拡大し、平成26年度までに全ての障がい福祉サービス利用者に対し、サービス等利用計画の作成が必要となります。またサービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業所の指定は市町村で行うこととなります。

障がい児・者の課題の解決や適切な支援を受けるためにも、情報提供と各種サービスの調整が重要です。また、サービス等利用計画作成に従事する人材の確保も必要です。

平成24年4月から18歳以上で障がい児入所施設利用者は市町村が支給決定を行うため、その対象者数と現在の支給決定者数をもとに見込量を設定しました。

<確保の方策>

○サービス等利用計画対象者が大幅に増加することから、指定特定相談支援事業所の確保に努めます。

○相談支援専門員等のサービス等利用計画作成従事者の資質向上のため、研修等への積極的な参加を促します。

○地域の社会資源などの情報提供や障がい福祉サービスをどのように組み合わせるのか、といったコーディネート機能が重要となることから、自立支援協議会を基盤としたネットワークを活用していきます。

○サービス対象者に相談支援事業所や広報を活用し制度の周知を図っていきます。

(1か月あたり実利用人数)

サービス名	単位	第2期計画期間			第3期計画期間			
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
計画相談支援・障害児相談支援	見込量	人/月	15	20	20	28	58	124
	実績値	人/月	0	0	0	—	—	—
地域移行支援	見込量	人/月	—	—	—	5	5	4
	実績値	人/月	—	—	—	—	—	—
地域定着支援	見込量	人/月	—	—	—	1	2	2
	実績値	人/月	—	—	—	—	—	—

(5) 障がい児支援サービス

平成24年4月1日施行の法改正により、障害者自立支援法に規程されていた「児童デイサービス」が、児童福祉法において「児童発達支援事業」及び「放課後等デイサービス」として規程されることになりました。このため、本計画では、「児童デイサービス」の後継となる児童福祉法を根拠とするサービス及び事業について、参考として掲載します。

- 児童デイサービス…………… 障がい児に対し、日常生活の基本動作や集団生活への適応訓練などの療育訓練をいいます。
- 児童発達支援…………… 障がい児を施設に通わせ日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
- 放課後等デイサービス…………… 学校通学中の障がい児に対して、放課後や長期休暇に訓等を継続して提供し、自立の促進と放課後等の居場所作りを行います。

(1か月あたりの延べ人数及び実利用人数)

サービス名		単位	第2期計画期間			第3期計画期間		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
児童デイサービス	見込量	人日分	80	102	152	—	—	—
		利用人数	17	20	25	—	—	—
	実績値	人日分	153	133	184	—	—	—
		利用人数	23	21	23	—	—	—

サービス名		単位	第2期計画期間			第3期計画期間		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
児童発達支援・放課後等デイサービス	見込量	人日分	—	—	—	200	240	240
		利用人数	—	—	—	25	30	30
	実績値	人日分	—	—	—	—	—	—
		利用人数	—	—	—	—	—	—

※上段はサービス量（人日＝1月あたりの延べ人数）、下段は実利用者数（1月あたりの実利用者数）

※実績値の平成23年度は見込み。

[確保の方策]

○発達に課題のある子どもに対して、健診後のフォローアップ事業から早期に個別給付につなげ、療育が必要な児童や家族に対し療育の機会を保障します。

○障害児療育支援事業や関係機関と連携し、療育支援会議等で療育ニーズや地域課題を把握し、療育が必要な児童に対し、身近な地域で専門性の高い療育を提供できる体制を構築します。

○ 学齢期の障がい児を受け入れている日中一時支援事業所等に対し、より専門性の高い療育支援を提供できるよう機能強化を促し、放課後等デイサービス事業所への移行を推進します。

3 地域生活支援事業の見込量と取り組み

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活を営むことができるように、地域の実情や障がい者の特性に応じた柔軟な事業を効率的・効果的に実施し、障がいのある人の福祉の増進を図ることを目的としています。

事業実施に当たっては市町村が実施主体ですが、事業の全部又は一部を委託して実施することが可能となっています。なお、本事業には「相談支援事業」、「コミュニケーション支援事業」、「日常生活用具給付等事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター事業」、「成年後見制度利用支援事業（平成24年度から）」の必須事業と「訪問入浴サービス事業」等のその他事業があります。

(1) 必須事業

相談支援事業

障がい者等の福祉に関するさまざまな問題について、障がいのある人や家族等の介助者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言をはじめ、障がい福祉サービスの利用支援、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者の権利擁護のために必要な援助などを行う事業です。

また、地域におけるネットワークの構築が不可欠であることから、「地域自立支援協議会」に対して、相談支援事業の実施状況報告・情報提供に組み込み、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善を推進します。

本市では3カ所に委託しています。利用者負担はありません。

障がいや生活に関する相談は、障がいのある人が自立した生活を送っていく上で、極めて重要です。現状では、家族や福祉施設職員、相談支援事業所職員などへの相談が行われていますが、まだまだ相談する相手と上手く出会えていない人も多くみられます。

【相談支援事業の実績と見込量】

	第2期計画期間（実績）			第3期計画期間（見込量）		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
障がい者相談支援事業 （委託箇所数）（力所）	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター （設置の有無）				無	無	有
相談支援機能強化事業 （実施の有無）	無	無	無	無	無	有
成年後見制度 利用支援事業	有	有	有	有	有	有
地域自立支援協議会 （実施の有無）	有	有	有	有	有	有

（主な取組）

平成23年4月より、市内来島町の佐伯市福祉センター内に「佐伯市障がい者相談支援センター」を設置しました。身体・知的・精神・児童の各分野の専門知識を持つ相談員が常駐することにより、利用者それぞれの障がい特性や実情に応じた的確な情報の提供や助言を、身近なところで気軽に受けられるよう、医療機関、サービス提供事業所、自治会、民生委員等の関係機関と連携を密にしながら総合的な相談・支援体制の充実を図ります。

地域自立支援協議会

地域自立支援協議会は、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するネットワークの中核となる協議組織であり、平成24年度からは必須事業として定められます。委託相談支援事業者の運営評価、支援の難しい事例への対応に関する協議・調整、相談支援事業者等が開催する個別支援会議から見えてくる地域課題の認識及び解決方法の検討、社会資源の開発・改善、障がい福祉計画作成についての意見の答申などを行います。

（主な取組）

本市では、平成19年度の自立支援協議会設置以後、専門部会の設置をはじめとして、協議・研究を実施してきました。平成24年度からも引き続き、行政、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、地域等が連携し、困難事例や個別支援会議からの現状・課

題を共有・認識のうえ、専門部会等で議論を行い、社会資源の改良・開発を推進し、施策に反映することにより地域課題の解決及び地域資源のネットワークによる支援体制の構築について取り組みます。

また、新たに自立支援協議会、専門部会の構成員やそのあり方についても検討していきます。

成年後見制度利用支援事業

知的障がいまたは精神障がいのある人の権利財産の擁護のため、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）の全部または一部を助成します。

（主な取組）

相談支援事業との連携により利用の拡大を図るとともに、制度の周知から個人申立ての申請事務の指導等の支援体制を強化します。

コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障のある人に、手話通訳等の方法により、障がいのある人とない人との意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行う事業です。

【コミュニケーション支援事業の実績と見込み】

サービス名		単位	第2期計画期間			第3期計画期間		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
手話通訳者 派遣事業	見込量	回/年	125	140	160	95	95	95
	実績値	回/年	36	70	92	—	—	—
要約筆記者 派遣事業	見込量	回/年	10	12	15	20	22	26
	実績値	回/年	22	13	10	—	—	—

※23年度の実績値は見込み。

（主な取組）

事業を担う手話通訳者や要約筆記者の養成に努めるとともに、市役所に手話通訳者を常駐させ、日常生活に必要な通訳に対応可能な支援体制を確立します。

また、派遣事業の広報活動を進め、サービスを利用していなかった障がい者の掘り起こしを行うとともに、市主催の行事やスポーツイベントなどにも手話通訳者や要約筆記者を派遣し、障がい者の社会参加を促進します。

日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、障がい者に自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することによって日常生活の便宜を図るものです。利用者負担は原則1割です。

障がいのある人が身体機能等を最大限に発揮し、自立生活や社会参加を行ううえで日常生活用具は不可欠です。現状では排泄管理支援用具の給付が年々増加しています。障がいのある人の状況やニーズに応じた適切な生活用具の提供が必要です。

事業名	主な内容・対象者など
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障がいのある人の身体介護を支援する用具を給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障がい者用体温計など、障がいのある人の在宅療養等を支援するための用具を給付します。
情報・意志疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストーマ用装具など、障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品を給付します。
居宅生活動作補助用具	障がいのある人の居宅における円滑な生活動作等を図るため、小規模な住宅改修を行う際に費用の一部を助成します。

【日常生活用具給付等事業の実績と見込量】

サービス名		単位	第2期計画期間			第3期計画期間		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
介護訓練支援 用具	見込量	件/年	5	5	5	5	5	5
	実績値	件/年	7	3	3	—	—	—
自立生活支援 用具	見込量	件/年	30	35	40	25	30	35
	実績値	件/年	18	21	15	—	—	—
在宅療養等 支援用具	見込量	件/年	20	25	30	25	30	35
	実績値	件/年	18	26	22	—	—	—
情報・意志疎通 支援用具	見込量	件/年	10	12	15	20	22	26
	実績値	件/年	22	13	10	—	—	—
排泄管理支援 用具	見込量	件/年	1,800	2,000	2,200	2,400	2,600	2,800
	実績値	件/年	1,813	1,960	2,126	—	—	—
居宅生活動作 補助用具	見込量	件/年	5	5	5	8	8	8
	実績値	件/年	4	8	7	—	—	—

※23年度の実績値は見込み。

(主な取組)

障がい者等の地域生活移行が進むことに合わせて、需用の拡大が見込まれるため、必要な予算の確保をするとともに、相談支援事業者や入所施設、病院との連携により制度の周知を図ります。また、各種用具の機能や性質の向上、利用者のニーズに合わせた給付品目の見直しを定期的に行うなど事業の拡大に努め、利用者の日常生活の便宜を図ります。

移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出において、移動の支援の必要がある障がい者に対し、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ります。

※移動支援は、基本的には車に乗せて支援をすることではなく、移動中・移動先での介助、付き添いで、車を使つての送迎は、道路運送法の許可が必要です。ヘルパーは運転業務ができません。

【移動支援事業の実績と見込量】

サービス名	単位	第2期計画期間			第3期計画期間			
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
移動支援 事業	見込量	実利用人数	36	38	40	40	40	42
		実施箇所数	19	20	20	20	20	21
	実績値	実利用人数	46	33	35	—	—	—
		実施箇所数	18	20	20	—	—	—

※23年度の実績値は見込み。

（主な取組）

障がい者等の地域生活移行が進むことに合わせて、地域での自立生活に必要な移動支援サービスの需要が高くなることが予想されるため、現在実施しているマンツーマンによる個別支援型のサービスを基本としながら、グループ支援型や車両輸送型などのサービスについても、安全面や人材確保の点から、サービス提供事業者との協議を踏まえて、今後の実施に向けた検討を行います。

地域活動支援センター（機能強化）事業

在宅の障がい者に対し、日中の創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を行うことにより、障がい者及びその家族の地域における生活を支援し、在宅の障がい者の自立及び社会参加を図ります。

（主な取組）

地域活動支援センターが市内にないため、現在は市外のサービス提供事業所2か所に4人が通所していますが、市内にも地域活動支援センターの設置要望があることから、事業実施が可能な法人に対して、情報提供などにより、開所を促していくとともに事業水準維持のため、運営面での財政的な支援を行います。

(2) その他事業

福祉ホーム事業

家庭環境や住宅事情により、居宅での生活が困難な障がい者や入所施設から地域生活に移行する障がい者に対して低額な料金で居室を提供し、地域生活を支援します。

(主な取組)

継続して実施し、実施事業所へ管理人の人件費分相当額を補助するとともに、新規の福祉ホーム事業を奨励し必要な支援を行います。

【福祉ホーム事業の実績と見込み】

サービス名	単位	第2期計画期間			第3期計画期間			
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
福祉ホーム事業	見込み	実利用人数	11	12	13	10	12	12
		実施箇所数	8	9	10	5	7	8
	実績値	実利用人数	7	7	5	—	—	—
		実施箇所数	6	6	4	—	—	—

※23年度の実績値は見込み。

訪問入浴サービス事業

家庭で入浴することが困難な重度身体障がい者(児)の家庭に訪問入浴車を派遣し入浴サービスを提供します。対象者は、重度身体障がい者(児)四肢麻痺・体幹機能障害・脳性小児麻痺等です。

(主な取組)

継続して実施し、利用希望に対応できる体制を確保するとともに、相談支援事業との連携により広報周知活動を進めて新たな利用者を掘り起こし、利用の拡大を図ります。

【訪問入浴事業の実績と見込み】

サービス名	単位	第2期計画期間			第3期計画期間			
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
訪問入浴サービス事業	見込み	年間利用数	96	144	144	250	250	250
		実施箇所数	2	2	2	2	2	2
	実績値	年間利用数	148	191	234	—	—	—
		実施箇所数	2	2	2	—	—	—

※23年度の実績値は見込み。

更生訓練費給付事業・就職支度金給付事業

障害者自立支援法に規定する自立訓練や就労移行支援施設等で訓練を受けている身体障がい者に訓練経費を支給し、社会復帰の促進を図ります。また、福祉事業所利用者等が一般就労をした時に就職支度金を給付します。

(主な取組)

継続して実施し、社会復帰と一般就労の促進を図るとともに、事業所との連携を図り対象者の把握と事業周知に努めます。

日中一時支援事業

日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人について、活動の場を提供し社会に適応するための日常的な訓練等の支援をするとともに、家族の就労支援及び一時的な休息を図ります。

【日中一時支援事業の実績と見込み量】

サービス名	単位	第2期計画期間			第3期計画期間			
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
日中一時 支援事業	見込量	年間利用回数	1,073	1,126	1,183	2,400	2,450	2,500
		実施箇所数	7	7	7	7	7	7
	実績値	年間利用回数	1,165	2,078	2,348	—	—	—
		実施箇所数	6	6	6	—	—	—

※23年度の実績値は見込み。

(主な取組)

サービス提供事業者と連携し、効果的なサービス確保に努めるとともに、相談支援事業との連携により広報周知活動を進めて新たな利用者を掘り起こし、利用の拡大を図ります。

社会参加促進事業

(1) 点字・声の広報発行事業

文字による情報入手が困難な重度の視覚障がい者に行政情報等を提供するため点字・声の広報誌を定期的に配送します。

(2) 手話奉仕員養成講座

手話講座(入門編・初級編)を通年実施し、手話についての理解普及を進めるとともに、手話通訳者等の人材養成に努めます。

(3) スポーツ・レクレーション教室開催等

障がい者スポーツの普及拡大のため、各種スポーツ・レクレーション教室や障がい者スポーツ大会を開催します。

(4) 運転免許取得・自動車改造助成事業

自動車教習所で普通運転免許を新規に取得する身体障がい者に対し、取得費用のうち100,000円を限度に助成します。また、自らが所有し運転する自動車の手動装置などの一部を改造することにより社会参加が見込まれる人で所得要件に該当する場合、改造経費のうち100,000円を限度に助成します。

(主な取組)

- ・障がい者がスポーツ・レクレーションを通じて体力を維持・増強するとともに、社会参加ができるよう参加しやすいプログラムの充実を図ります。
- ・委託先の大分県聴覚障害者協会と連携して、事業周知拡大と講座内容の充実を図り、受講者の増加を目指します。
- ・視覚障がい者の社会参加を進めるため「活字文書読み上げ装置」を活用した行政文書のSPコード添付の普及を研究します。

佐伯市における障がい者の現状について

☆佐伯市の人口 79,429人（平成23年3月31日現在、住民基本台帳）

☆佐伯市の面積 903.4Km²

○障害者手帳所持者の状況（平成23年3月31日現在）

- ・ 身体障害者手帳所持者数 …………… 4,867人（人口の6.1%）
 - うち 肢体不自由者（児） …………… 2,667人（所持者全体の54.8%）
 - 視覚障がい者（児） …………… 414人（所持者全体の8.5%）
 - 聴覚障がい者（児） …………… 369人（所持者全体の7.6%）
 - 平衡、音声・言語・そしゃく障がい者（児） …………… 41人（所持者全体の0.8%）
 - 内部障がい者（児） …………… 1,376人（所持者全体の28.3%）

- ※年齢別
 - 18歳未満…………… 33人（0.7%）
 - 18歳～64歳………… 1,187人（24.4%）
 - 65歳以上…………… 3,647人（74.9%）

- ※総合等級別

1級…………	1,318人（27.1%）	2級…………	730人（15.0%）
3級…………	895人（18.4%）	4級…………	1,141人（23.4%）
5級…………	440人（9.0%）	6級…………	343人（7.1%）

- ・ 療育手帳の所持者数

A…………	209人	（18歳未満22人、18歳以上187人）
B…………	359人	（18歳未満43人、18歳以上316人）
合計	568人	（18歳未満65人、18歳以上503人）

- ・ 精神障害者保健福祉手帳の所持者数

1級…………	20人	2級…………	208人	3級…………	73人	
					合計	301人

☆障がい者数の推移

	手帳種別	平成23年3月末	平成19年3月末
手帳所持者数	身体障害者手帳	4,867人	4,883人
	療育手帳	568人	527人
	精神障害者保健福祉手帳	301人	260人

障がい者手帳所持者数の平成23年3月末と平成19年3月末を比較すると、身体障害者手帳は、0.997倍と微減、療育手帳は1.08倍、精神障害者保健福祉手帳は1.16倍と増加傾向になっています。特に精神障害者保健福祉手帳については、近年の精神障害福祉施策の充実に伴い、所持者の上昇率が顕著となっています。

佐伯市地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者自立支援法第77条第1項各号の規定に基づき、市が行う相談支援事業及び地域の障害福祉サービスその他のサービスの実施に際し、中立かつ公平な相談支援事業の実施及び地域の関係機関との連携の強化を図るため、佐伯市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 委託相談支援事業者の事業評価に関すること。
- (2) 困難事例等の対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関とのネットワークの構築に関すること。
- (4) 障害者福祉計画等の進捗管理、検討に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、25人以内の委員で組織する。

2 協議会は、必要に応じて定例会、運営会議、部会を設けることができる。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障がい者の代表者
- (3) 福祉・医療・保健関係者
- (4) 障がい者福祉に関する事業に従事する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市の職員

2 委員の任期は、平成24年7月24日までとする。ただし、前項第2号から第6号までの職にある者がその職を離れたときは、同時に委員の職を失うものとする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1人置き、それぞれ委員の中から互選する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要に応じて、委員以外の関係者に対し、その出席を求めてその意見を聴取し、又はその他の必要な協力を求めることができる。

(報告)

第8条 会長は、協議会の会議で決定した事項を遅滞なく市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

佐伯市障害者福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づき、佐伯市障害者福祉計画及び佐伯市障害福祉計画(以下「障害者福祉計画等」という。)の策定を行うため、佐伯市障害者福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 障害者福祉計画等の策定に関すること。
- (2) 障害者福祉計画等の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、25人以内の委員で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障がい者の代表者
- (3) 福祉・医療・保健関係者
- (4) 障がい者福祉に関する事業に従事する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市の職員

2 委員の任期は、3年とする。ただし、前項第3号から第6号までの職にある者がその職を離れたときは、同時に委員の職を失うものとする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の中から互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要に応じて、委員以外の関係者に対し、その出席を求めてその意見を聴取し、又はその他の必要な協力を求めることができる。

(幹事会の設置)

第8条 委員会の会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

2 幹事会は、委員会の会議における協議、検討に必要な事項について、調査、研究等を行い、適宜、委員会に提出するものとする。

3 幹事会の幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。

4 幹事会に代表幹事を置く。

5 代表幹事は、福祉保健部社会福祉課長をもって充て、次に掲げる業務を行う。

(1) 幹事会の招集

(2) その他幹事会の運営に必要な事項

6 幹事会は、必要に応じて、幹事以外の関係者に対し、協力を求めることができる。

(報告)

第9条 委員長は、委員会の会議で決定した事項を遅滞なく市長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年7月7日告示第154号)

この告示は、公示の日から施行する。

佐伯市地域自立支援協議会及び
佐伯市障害者福祉計画等策定委員会 委員名簿

(平成24年3月現在)

	団 体 名 称 等	氏 名	備 考
1	佐伯市身体障害者福祉協議会 副会長	佐 山 長 利	
2	佐伯手をつなぐ育成会会長	雨 宮 洋 子	
3	佐伯あけぼの会会長	郡 司 一 郎	
4	元 りんくの会会長	利 光 和 美	
5	清流の郷施設長	塩 月 寛	
6	のびのびランド施設長	伊 達 嘉 文	
7	エバーグリーン施設長	横 原 俊 一	
8	大分県なおみ園施設長	松 本 宗 太	
9	県南福祉会統括事務長	工 藤 豊 広	
10	番匠の里施設長	川 越 生 男	会長
11	サニーハウス施設長	染 矢 ひろみ	
12	佐伯圏域障害者共同林 [®] -トクカ-「人とき」運営委員	疋 田 秀 美	
13	佐伯市社会福祉協議会常務理事	河 野 伸 生	
14	佐伯市民生児童委員会会長	能 瀬 義 朗	
15	佐伯市ボランティア連絡協議会会長	和 哥 山 邦 彦	
16	佐伯市医師会副会長	曾 根 勝	
17	南部保健所長	司 城 潤一郎	
18	佐伯公共職業安定所所長	佐 藤 透	
19	大分県立佐伯支援学校校長	秦 靖 恵	
20	佐伯商工会議所専務	寺 谷 英 男	
21	佐伯市自治委員会連合会会長	山 中 琢 磨	
22	元佐伯市身体障害者福祉協生会会長	吉 田 齊次郎	
23	佐伯市福祉保健部長	清 家 保 賀	